

# 電気需給約款

フジ物産株式会社

2026年4月1日実施

## 目次

目次	2
<b>I 総則</b>	<b>4</b>
1.適用	4
2.電気需給約款の変更	4
3.定義	5
4.単位および端数処理	6
5.実施細目等	7
<b>II 契約について</b>	<b>7</b>
6.電気需給契約締結前の確認事項	7
7.契約の要件	7
8.電気需給契約の成立および契約期間	7
9.需要場所	8
10.需給契約の単位	8
11.供給の開始	8
12.供給の単位	8
13.承諾の限界	9
<b>III 料金および契約種別</b>	<b>9</b>
14.料金	9
15.契約種別	11
16.特別高圧	11
17.高圧電力	11
18.予備電力	12
19.臨時電力	14
<b>IV 料金の算定および支払い</b>	<b>14</b>
20.料金の適用開始の時期	14
21.検針日	14
22.料金の算定期間	15
23.使用電力量等の計量	15
24.料金の算定	15
25.料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限	16
26.料金その他の支払方法	17
27.保証金	18
<b>V 使用および供給</b>	<b>18</b>
28.適正契約の保持	18
29.契約超過金	19
30.力率の保持	19
31.需要場所への立入りによる業務の実施	19
32.電気の使用に伴うお客さまの協力	20
33.施設場所の提供	20

34.お客さまの電気工作物の使用.....	21
35.調査および調査に対するお客さまの協力等.....	21
36.本件一般送配電事業者との協議.....	21
37.供給の停止.....	22
38.供給停止の解除.....	23
39.供給停止期間中の料金.....	23
40.違約金.....	23
41.給電指令の際の措置および制限中止.....	23
42.損害賠償の免責.....	24
43.設備の賠償.....	25
<b>VI 契約の変更および終了.....</b>	<b>25</b>
44.電気需給契約の変更.....	25
45.名義の変更.....	25
46.電気需給契約の終了.....	25
47.需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算.....	26
48.需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う工事費の精算.....	26
49.解除等.....	27
50.電気需給契約終了後の債権債務関係.....	27
<b>VII 工事および工事費の負担金.....</b>	<b>28</b>
51.供給設備の工事費負担.....	28
52.計量器等の取付け.....	28
<b>VIII 保安.....</b>	<b>28</b>
53.保安の責任.....	28
54.保安等に対するお客さまの協力.....	29
<b>IX その他.....</b>	<b>29</b>
55.消費税および地方消費税の税率変更の際の措置.....	29
56.守秘義務.....	29
57.契約終了後の取扱い.....	30
58.反社会的勢力との取引排除.....	30
58.お客さまが反社会的勢力等に該当する場合の解除.....	31
60.管轄裁判所.....	31
61.需給約款の実施日.....	31
<b>附 則.....</b>	<b>32</b>
<b>別紙.....</b>	<b>34</b>
<b>別表 平均力率の算定式.....</b>	<b>39</b>

# I 総則

## 1.適用

フジ物産株式会社(以下「当社」といいます。)が電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者として高圧または特別高圧の需要に応じて、お客さまに電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下「需給約款」といいます。)によります。

## 2.電気需給約款の変更

- (1) 当社は、この需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後のこの需給約款の内容およびその効力発生時期を書面、インターネットの利用その他の当社が適切と考える方法(以下「当社が適切と考える方法」といいます。)によりお客さまに周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款によります。
- (2) この需給約款とその他本需給契約((3)に定義されることによります。)の条件(以下「需給約款等」といいます。)の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、供給条件に関する契約変更前および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。なお、お客さまが、この需給約款等の変更に伴い、契約変更後の供給条件に関する書面の交付を希望される場合には、当社お問い合わせ先まであらかじめその旨を要求していただくものとします。
  - イ 供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と考える方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ロ 供給条件に関する契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と考える方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
  - ハ 上記にかかわらず、この需給約款等の変更が、法令の制定または改廃に伴い必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および供給条件に関する契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび供給条件に関する契約変更後の書面交付をしないこととします。
- (3) お客さまと当社との間で本需給契約(この需給約款およびお客さまと当社のその他の合意事項を契約の内容とする当社とお客さまとの電気の需給に関する契約をいい、以下同様とします。)が成立した場合、この需給約款および本需給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく当社が適切と考える方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点について、あらかじめ承諾していただきます。

### 3.定義

次の言葉は、この需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上をいいます。

(2) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(4) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(5) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、本件一般送配電事業者が設置した記録型計量器により計量される値をいいます。

(6) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、本件一般送配電事業者が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。

(7) 一般送配電事業者

一般送配電事業者としての北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社のうち、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者をいいます。

(8) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(9) 容量拠出金

電気事業法第12条第12項により、小売電気事業者が確保しなければならないとされている供給能力および、電力広域的運営推進機関の定款第55条第2項の定めにより納付を求められる容量拠出金をいいます。

(10) 容量拠出金相当額

当社が小売電気事業者として負担する容量拠出金の一部に相当する金額で、当社がお客さまに安定的に電力供給するために、お客さまにご負担いただく金額のことをいいます。

(11) 給電指令

お客さまの電気の使用について、本件一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

- (12) 貿易統計  
関税法に基づき公表される統計をいいます。
- (13) 消費税等相当額  
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (14) 力率  
需給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとします。)をいいます。
- (15) 需給地点  
電気の需給が行われる地点をいい、本件一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (16) 供給地点特定番号  
対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。
- (17) 接続供給契約  
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が本件一般送配電事業者から受ける電気の供給(接続供給)に係る契約をいいます。
- (18) 託送供給等約款  
接続供給契約の内容を規定する本件一般送配電事業者の約款で、電気事業法第18条第1項に基づき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。
- (19) 計量日  
記録型計量器に最大需要電力および使用電力量等が記録される日をいいます。
- (20) 検針日  
計量日に本件一般送配電事業者が記録型計量器に記録された最大需要電力および使用電力量等の値を実際に確認する日をいいます。

#### 4.単位および端数処理

この需給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次の通りといたします。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。但し、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税および地方消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

## 5.実施細目等

この需給約款の実施上必要な細目事項、およびこの需給約款に定めのない特別な事項は、この需給約款の趣旨に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。

## II 契約について

### 6.電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが新たに本需給契約の締結を希望される場合は、あらかじめこの需給約款を承認のうえ、次の事項を協議させていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、負荷設備、受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、および使用期間。

また、お客さまにおいて本需給契約締結前1年間を通じての最大の負荷を含む電力使用状況および料金特典等のサービス内容等を開示していただきます。なお、料金特典等のサービス内容が開示されなかった場合、または、誤った情報を開示された場合には、その内容が本需給契約に反映されないことがあります。

- (2) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

### 7.契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、本件一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ本件一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、本件一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

### 8.電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 本需給契約の成立は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときといたします。ただし、お客さまの申込みの際に提供いただいた次の事項について、電力広域的運営推進機関に登録されている内容と軽微な相違がある場合、電力広域的運営推進機関に登録されている内容を正しいものとして取り扱うものとします。

イ 需要場所の住所

ロ 契約名義

- (2) 契約期間は電気需給契約書等に記載された期日(契約開始より1年間を経過した任意の日付を期日とする)といたします。ただし、契約期間満了日の90日前までに、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、本契約は、さらに同一条件で更新されるものとしません。

## 9. 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。なお、この場合において、構内とは、さく、へい、その他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が本件一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱いといたします。

## 10. 需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1需要場所について、1電気需給契約を結びます。

## 11. 供給の開始

- (1) 当社は、本需給契約の内容について、供給開始日以外の事項につきお客さまと合意に達したときには、お客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経た後、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責めに帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、当該供給開始日から実際に供給開始がなされるまでの託送基本料金の50パーセント相当額を負担していただきます。
- (3) 当社の責めに帰すべき理由により、お客さまとの協議によって定めた供給開始日を延期する場合、当社は当該供給開始日から実際に供給開始がなされるまでの期間、お客さまが従前契約をしていた小売電気事業者または本件一般送配電事業者より供給された電力に支払った金額と当社との契約における金額との差額を負担いたします。
- (4) 天災等やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

## 12. 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

### 13.承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむを得ない場合には、お客さまからの本需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。この場合はその理由をお客さまにお知らせいたします。

## Ⅲ 料金および契約種別

### 14.料金

- (1) 料金は、以下に定める基本料金、従量料金、予備線料金、予備電源料金、自家発補給料金および別紙2によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と、別紙3に定める料金表により算定された燃料費等調整額、別紙4に定める容量拠出金相当額を、支払期日までにお支払いいただきます。

#### イ 基本料金

基本料金は1月につき電気需給契約書等に定めた料金単価とその1月の契約電力により算定されます。なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

#### ロ 従量料金

従量料金は、電気需給契約書等に定めた料金単価とその1月の使用電力量により算定されます。なお、料金単価が電気需給契約書等に定めた規定により区分されている場合には、その1月の区分別の電力量により算定します。

#### ハ 予備電力

予備電力常時供給設備の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

#### (イ) 予備線料金

- a 受電電圧については常時供給と同じ常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備線を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書等に定めた予備線料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。

#### (ロ) 予備電源料金

- a 受電電圧については常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合といたします。
- b 予備電源を使用される需給契約を締結された場合は、基本料金は電気の使用の有無にかかわらず、電気需給契約書等に定めた予備電源料金を適用し、従量料金に関しましては常時供給分と同じ金額を適用するものとします。ニ 自家発補給料金お客さまの責めによりお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

## 二 自家発補給料金

お客さまの責めによりお客さまの発電設備等の補修または事故によって生じた不足電力の補給にあてるため、電気の供給を受ける場合は下記のとおりとさせていただきます。

(イ) 契約電力は当社との協議によって定めます。

(ロ) 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、事後すみやかに当社に通知していただきます。また、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出していただきます。

(ハ) 基本料金は電気需給契約書等に定められた自家発補給電力使用時基本料金を適用いたします。ただし、電気の供給を受けない場合は自家発補給電力未使用時基本料金を適用いたします。従量料金は以下のとおりといたします。

a 使用日の前営業日の午前 8 時までには当社へ使用の通告を行った場合、電気需給契約書等に定められた定期検査時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

b a 以外の場合、電気需給契約書等に定められた事故時の自家発補給電力従量料金を適用いたします。

(ニ) 電気需給契約書等で定める契約電力(以下「主契約電力」といいます。)と自家発補給電力を同一計量する場合は以下のとおりとします。

a 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合で、その1月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、(ロ)にかかわらず、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

b 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合で、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給契約電力とみなします。

i) 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合は、自家発補給電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ii) 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合は、主契約電力と自家発補給契約電力との比で按比例分して得た値をその1月の最大需要電力とみなします。

c 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。基準の電力は、あらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものと し、自家発補給電力の使用のつど変更することはできません。

d 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量といたします。

e 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力は自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値をこえないものといたします。

- (2) お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われない場合、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 14.6パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

延滞利息は、原則として、お客さまが延滞料金の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払い義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

- (3) 需要場所の負荷の力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。
- (4) 料金は、支払期日までにお支払いいただきます。

## 15. 契約種別

契約種別は、次の通りといたします。

契約電力	特別高圧
	高圧電力
	予備電力
	臨時電力

## 16. 特別高圧

### (1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた電気需給契約の申込書類の内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めません。

## 17.高圧電力

### (1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

### (2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力(500キロワット以上の場合に限ります。)についてはお客さまからいただいた本需給契約の申込内容に基づいて、本約款6(電気需給契約締結前の確認事項)(1)によるお客さまと当社との協議によって定めるものとし、契約電力(500キロワット以上の場合に限ります。)については、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準とします。但し、契約電力が500キロワット未満の場合については、次の場合を除き、当月の最大需要電力と直近11ヶ月間における最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- イ お客さまの需要場所における受電設備を減少される場合で、1年を通じて最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力は、需要場所の負荷設備および受電設備の内容、1年間を通じての最大の負荷、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議により定めた値とします。但し、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された月から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。
- ロ お客さまの需要場所における受電設備を増加される場合等で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

## 18.予備電力

### (1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

#### イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

#### ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

### (2) 契約電力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力と異なる契約電力を希望されるときは、契約

電力は、使用される契約負荷設備および契約受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力が 50 キロワット未満のときを除き、50 キロワットを下回らないものとしたします。

(3) その他

- イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。
- ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に準ずるものとしたします。

## 19. 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要の場合に適用します。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要については、対象といたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力

供給電気方式、供給電圧、周波数および契約電力についてはお客さまからいただいた電気需給契約の申込書類の内容に基づいて、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) その他

基本料金および従量料金は各契約種別の 1.2 倍としたします。

## IV 料金の算定および支払い

### 20. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めに帰すべからざる理由によって需給が開始されない場合を除き、お客さまおよび当社の間で定めた供給開始日から適用いたします。但し、本約款11(供給の開始)(1)に定める場合には、その定めによります。

### 21. 検針日

- (1) 電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、一般送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日(以下「検針日」といいます。)に行なうものとします。ただし、高圧で供給する場合で、本約款17(高圧電力)(2)によって契約電力を定める場合、または、特別高圧で供給する場合は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月 1 日を検針日とします。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行ったものとしたします。

- (3) やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に本件一般送配電事業者により検針が行われることがあります。この場合、検針を行ったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものいたします。
- (4) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、本件一般送配電事業者により毎月ごとに検針が行われないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾を得るものいたします。
- イ 供給地点を新たに設定した日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
- ロ その他特別の事情がある場合
- (5) (4)イの場合で、本件一般送配電事業者が検針を行わなかったときは、供給地点を新たに設定した日の直後の供給地点の属する検針区域の検針日に検針を行ったものいたします。
- (6) (4)ロの場合で、本件一般送配電事業者が検針を行わなかったときは、検針を行わない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行ったものいたします。

## 22.料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。但し、電気の供給を開始した場合の料金の算定期間は、開始時から直後の計量日までの期間とし、本需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、直前の計量日から終了時までの期間といたします。

## 23.使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量は、供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量された値を本約款22(料金の算定期間)に定める料金の算定期間において合計した値といたします。なお、検針の結果は、毎月ごとにすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、本件一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により30分ごとに計測を行うものいたします。
- (3) 力率の算定は、本件一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものいたします。
- (4) 計量電圧が供給電圧と異なる場合で、やむを得ず当該計量電圧を使用しなければならない場合には、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正した値を用います。
- (5) 本件一般送配電事業者の記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、お客さまと当社との協議によって定めます。

## 24.料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始、再開、もしくは停止し、または本需給契約が終了した場合

- ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、この需給約款および別紙(料金の算定)に定めた料金単価および方法を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イおよびロの場合、基本料金および電力量料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、以下の日割計算の基本算式のとおりといたします。(1)イの場合において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および終了日を除くものといたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

#### 【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

##### ①基本料金を日割する場合

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$$

##### ②日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

###### イ (1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

###### ロ (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。但し、計量値を確認する場合は、その値によります。

## 25.料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

(1) お客さまの料金の支払義務が発生する日は、次によります。

- イ 原則として検針日といたします。但し、本約款23(使用電力量等の計量)(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
- ロ 本需給契約が終了した場合は、終了日といたします。但し、特別の事情があつて本需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合は、その日といたします。

(2) お客さまの料金の支払期日は、次のイからニの場合を除きお客さまの検針日によって、検針日が1日の場合は電力供給月の翌月27日、検針日が2日から末日の場合は電力供給月の翌々月27日といたします。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日といたします。

- イ お客さまが、振出、もしくは引受けた手形または振出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

- ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合
  - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
  - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (3) (2)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期限は、次の通りといたします。なお、支払期限の最終日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日といたします。
- イ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金(既に支払期限を経過している料金を除きます。)については、該当する事由が発生した日までといたします。但し、その該当する事由が発生した日において、支払義務発生日から2営業日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して2営業日以内といたします。
  - ロ (2)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (4) お客さまが、(2)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当該事由が解消された旨が合理的かつ客観的に判断できる書面をもって当社に申し出ていただきます。この場合で、当社が当該事由が解消されたと判断した場合には、当該書面をもって申し出た日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

## 26.料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、次のいずれかの方法により、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法により支払っていただきます。そのときの支払いにともなう費用は、お客さまの負担といたします。
- イ クレジットカード支払(お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この場合には、お客さまに当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただき、当社が承諾した場合に限ります。)
  - ロ 口座振込(当社の指定する金融機関口座あてに振り込む方法により払い込む方法。なお、振込手数料については、お客さまに負担していただきます。)
- (2) お客さまが料金を(1)イまたはロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イのクレジットカード支払により支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。
  - ロ (1)ロの口座振込より支払われる場合は、料金が当社の指定する金融機関の口座に振り込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。
- (3) クレジット会社が立替払いの承認を拒んだ場合もしくはクレジット会社から当社が指定した金融機関に払い込まれなかったときは、別途当社が定める期日までに、当社が指定した金融機関の口座に、振込の際に必要な全ての費用をお客様が負担して、お振込いただきます。

- (4) 料金は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。
- (5) 本約款21(検針日)(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定機関とする料金とあわせてお支払いいただきます。
- (6) 当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ電気料金として前受金をお預かりすることがあります。なおこの場合、当社は前受金について利息を付しません。
- (7) 当社は、お客様からの申し出があった場合は、領収書もしくは支払証明書(一通あたり最大12箇月分の各月の支払額を記載します)を書面にて発行します。なおこの場合には、料金とは別に当社所定の事務手数料を申し受けます。

書面の名称	発行事務手数料(税込)
請求書・領収書	220円(税込)/通
支払証明書	550円(税込)/通

なお、事務手数料は、次回請求の料金とあわせてお支払いいただきます。

## 27.保証金

- (1) 当社は、お客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合、供給継続の条件として、お客さまから予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。
- (2) 保証金の預かり期間は、1年以内といたします。
- (3) 当社は、本需給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することができるものといたします。
- (4) 当社は、保証金について、利息は付さないものとします。
- (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても本需給契約が終了した場合には、保証金をお返しいたします。但し、(3)により支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

## V 使用および供給

### 28.適正契約の保持

本件一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、当社がその契約を適正なものに変更することを求められたとき等、お客さまとの本需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、当社の求めるところに従って、お客さまには、すみやかに本需給契約を適正な内容に変更していただきます。

## 29.契約超過金

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力を超えて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に託送基本料金単価を乗じて得た金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- (2) 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用された月の料金の支払期日までにお支払いいただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と本件一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、お客さまと当社との契約に定める料金を変更させていただきます。

## 30.力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。
- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすること、および接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときのその月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議を踏まえ、当社と本件一般送配電事業者との協議によって定めます。

## 31.需要場所への立入りによる業務の実施

当社が本需給契約の遂行上、需要場所へ立入りが必要と認める場合、または、本件一般送配電事業者が、次の業務を実施するため需要場所へ立入りが必要と認める場合、当社または本件一般送配電事業者は、お客さまの承諾を得て需要場所に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がある場合を除き、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、当社または本件一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の記録型計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 本約款54(保安等に対するお客さまの協力)(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 記録型計量器の検針または計量値の確認
- (5) 本約款37(供給の停止)、46(電気需給契約の終了)(1)または49(解除等)により必要な処置
- (6) その他この需給約款によって、本需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および本件一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 32.電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。)には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を本件一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うものとします。

(3) お客さまが電気設備を本件一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、本件一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、本件一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によっていただきます。なお、電気の供給の実施に伴い、当社および本件一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。

(4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて使用電力量の計画書を提出していただきます。

### 33.施設場所の提供

次のいずれかに該当する場合において、本件一般送配電事業者から電気の供給に伴う設備の施設場所の提供をお客さままたは当社が求められた場合、および当社が必要に応じお客さまの電力負荷を測定する為に必要な通信設備の設置場所の提供をお客さまに求めた場合にはお客さまはそれらの場所を無償で提供していただくものとします。

- イ お客さま(共同引込線による引込みで電気を供給する複数のお客さまを含みます。)のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合
- ロ 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)を取付ける場合
- ハ 通信設備等を設置する場合
- ニ 需要場所の電流制限器等の取付けをする場合

### 34.お客さまの電気工作物の使用

お客さまには、本件一般送配電事業者が、次に掲げるお客さまの所有物を無償で使用することを承諾いただくものとします。

(1) お客さまの負担でお客さまが施設した付帯設備(お客さまの土地もしくは建物に施設される

供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいい、以下同様とします。)

- (2) お客さまの負担でお客さまが施設した、架空引込線を取り付けるために需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物
- (3) お客さまの負担でお客さまが施設した、地中引込線の施設上必要な次の各号の付帯設備
  - イ 鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物(π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。)
  - ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック(接続装置を固定するためのものをいいます。)およびハンドホール
  - ハ その他イまたはロに準ずる設備
- (4) お客さまの希望によって、お客さまの負担でお客さまが取り付けした記録型計量器の付属装置または変成器の2次配線等
- (5) 本件一般送配電事業者が記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することを求めた場合における当該お客さまの電気工作物

### 35.調査および調査に対するお客さまの協力等

- (1) お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについては、本件一般送配電事業者、または本件一般送配電事業者が業務の全部または一部の委託を行った経済産業大臣の登録を受けた調査機関(以下「登録調査機関」といいます。)が、法令で定めるところにより、調査します。この場合、本件一般送配電事業者または登録調査機関は、必要があるときは、お客さまの承諾を得てお客さまから電気工作物の配線図を提示していただきます。なお、お客さまは、本件一般送配電事業者または登録調査機関の係員に対し、所定の証明書の提示を求めることができます。
- (2) お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および本件一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

### 36.本件一般送配電事業者との協議

お客さまは、本件一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、本件一般送配電事業者と協議をしていただくことがあります。

### 37.供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、本件一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
  - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
  - ロ お客さまの需要場所内の本件一般送配電事業者の記録型計量器もしくは電気工作物を

故意に損傷し、または亡失して、本件一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 本件一般送配電事業者以外の者が需要場所における本件一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、本件一般送配電事業者からその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず改めない場合には、本件一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ハ 契約上使用できる負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
  - ニ 本約款31(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合など、お客さまがこの需給約款において、本件一般送配電事業者の求めに応じること、本件一般送配電事業者に権限を付与することもしくは本件一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは本件一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
  - ホ 本約款32(電気の使用に伴うお客さまの協力)(1)および(2)によって必要となる措置を講じられない場合
  - ヘ 本約款32(電気の使用に伴うお客さまの協力)(3)に反してお客さまが本件一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
- (3) 次のいずれかに該当するものとして、当社がお客さまに本約款28(適正契約の保持)に基づく本件一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけないときには、本件一般送配電事業者により、当該電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ 契約電力を超えて接続供給を利用する場合
  - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合(接続供給契約の内容が、高圧または特別高圧従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限りです。)
- (4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、本件一般送配電事業者により、お客さまの電気設備または、本件一般送配電事業者の設備において、供給停止のための適切な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。
- (5) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまについて電気の供給の停止を所轄の送配電事業者に依頼することがあります。なおこの場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
- イ 契約者が料金を支払期限が経過してなお支払われない場合
  - ロ 契約者が本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他本契約から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合

### 38.供給停止の解除

本約款37(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、すみやかに本件一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

### 39.供給停止期間中の料金

本約款37(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は託送基本料金の50パーセント相当額を本約款23(料金の算定)(3)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客さまより申し受けます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

### 40.違約金

- (1) お客さまが本約款37(供給の停止)(2)口に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、本需給契約、この需給約款および別紙、別表に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で本件一般送配電事業者が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの申し出により、お客さまが本需給契約期間の満了前に当社との契約を解約される場合、当社は、違約金として、供給開始日から解約申入れの直前の検針日までの料金の合計を供給開始日から当該検針日までの合計日数で除した金額に、解約日から契約期間満了日までの日数および15パーセントを乗じた金額(1円未満の端数は切り捨てとします。)をお客さまより申し受けます。
- (5) お客さまが本約款49(解除等)の(1)または(2)に該当し、本需給契約が解除等となる場合においても、前項の違約金が適用されます。

### 41.給電指令の際の措置および制限中止

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、本件一般送配電事業者により、お客さまに給電指令が行われ、お客さまの電気の使用が中止され、またはお客さまに電気の使用を制限されることがあります。但し、緊急やむを得ない場合は、本件一般送配電事業者により、給電指令が行われることなく、お客さまの電気の使用を制限し、または中止されることがあります。
  - イ 本件一般送配電事業者が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
  - ロ 本件一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

ハ 系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)イ、ロまたはニにより、お客さまの電気の使用が制限され、または中止された場合には、あらかじめその旨を広告その他によって一般送配電事業者がお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急ややむをえない場合は、この限りではありません。

(3) (1)の場合には、当社は、料金の減額等を行いません。

## 42. 損害賠償の免責

- (1) 当社は本約款11(供給の開始)(3)に従って、お客さまに対し差額の負担をする場合を除き、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合にも、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 本約款41(給電指令の際の措置および制限中止)(1)によって電気の供給が中止され、または電気の使用が制限され、もしくは中止された場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) お客さまが本約款6(電気需給契約締結前の確認事項)(2)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責めを負いません。
- (4) 本約款37(供給の停止)によって電気の供給が停止された場合、49(解除等)によって本需給契約を解除した場合、または期間満了によって本需給契約が終了した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、本件一般送配電事業者より発せられた給電指令により電気の供給を中止し、または、電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (6) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。但し、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。
- (7) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、お客さまもしくは当社はその損害について賠償の責めを負いません。
- (8) 当社は、本件一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責めを負いません。

## 43. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社および本件一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ 修理可能の場合

修理費

- ロ 亡失または修理不可能の場合  
帳簿価格と取替工事との合計額

## VI 契約の変更および終了

### 44. 電気需給契約の変更

- (1) 本需給契約の内容は、この需給約款に定める場合を除き、原則として契約期間中は変更できません。やむを得ずお客さまが本需給契約の変更を希望する場合は、当社との協議のうえ、新しい契約内容に変更できるものといたします。
- (2) お客さまは、託送供給等約款の改訂、または発電費用や電力調達費用等の変動により料金改定が必要となる場合は、当社が、次の手順に従い、本需給契約における新たな料金単価を定めることについて、あらかじめ承諾していただきます。
  - イ 当社は事前に新たな料金単価、およびその適用開始日(以下新料金単価適用開始日といたします。)を当社が適切と考える方法によりお客さまに通知いたします。
  - ロ お客さまは、新たな料金単価を承諾しない場合は、新料金単価適用開始日の15日前までに、当社に対して書面にて解約を通知することで本需給契約を解約することができます。この場合には、本需給契約は、本需給契約の各規定にかかわらず、新料金単価適用開始日の前日をもって終了するものといたします。
  - ハ ロに定める期限までに、お客さまより解約の通知がない場合は、お客さまは新たな料金単価を承諾したものとみなし、新料金単価適用開始日より新たな料金単価を適用いたします。

### 45. 名義の変更

合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更を協議させていただきます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

### 46. 電気需給契約の終了

- (1) お客さまが電気の使用を終了しようとする場合は、あらかじめその終了期日を定めて、3ヶ月前までに当社に書面またはその他の当社が指定する方法で通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された終了期日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行います。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。また、この場合、本約款40(違約金)(4)が適用されるものとします。
- (2) 本需給契約は、本約款49(解除等)および次の場合を除き、お客さまが3ヶ月前までに当社に通知された終了期日に終了いたします。
  - イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の3ヶ月前の日の翌日以降に受けた場合は、通

知を受けた日から3ヶ月後に本需給契約が終了するものいたします。

- 当社の責めとならない理由(非常変災等の場合を除きます。)により需給を終了させるための処置ができない場合は、本需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものいたします。
- (3) (1)(2)の規定にかかわらず、お客さまが当社に通知をせず、他の小売電気事業者または取次店に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関もしくは本件一般送配電事業者から当社に終了の通知がされた場合、当該通知をもってお客さまの当社に対する終了通知として取扱い、電力広域的運営推進機関もしくは本件一般送配電事業者から当社に通知がされた終了期日を終了日とします。但し、この場合であっても、本約款40(違約金)(4)は適用されるものとします。なお、当社は、当該通知の内容についてお客さまに確認をする場合があります。
- (4) 本約款49(解除等)によって、当社が本需給契約を解除した場合は、解除日に本需給契約は終了するものいたします。
- (5) お客さまは、次の場合、本約款40(違約金)(4)にかかわらず、その適用について、当社と協議の上、合意により本需給契約を解約することができるものとします。
  - イ 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力によって、お客さまの電力需要が大幅に低下した、または、お客さまの需要場所が遺失した場合
  - ロ お客さまの需要場所が閉鎖、または、移転を理由として、その電力需要がなくなった場合
- (6) 当社は、天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力、相当な期間にわたり日本卸電力取引所の価格が高騰することその他の事由によって、当社からお客さまへの電力の供給が困難になると判断した場合、または、困難と見込まれる場合には、本需給契約を解約することができるものいたします。

#### 47.需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算

お客さまが契約電力を新たに設定された後に、本需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、本需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社が接続供給契約に基づき本件一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。但し、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

#### 48.需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または本需給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための本件一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて本件一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまより申し受けます。但し、非常変災等やむを得ない理由による場合はこの限りではありません。

#### 49.解除等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社は、本需給契約を解除することがあり、当該

解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。また、当社が本需給契約を解除する場合、本約款40(違約金)(4)が適用されるものとします。なお、この場合には、当社は、本需給契約を解除する20日前までにその旨および解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

- イ 本約款37(供給の停止)によって、電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されないとき
  - ロ 料金の支払期日を20日経過してなお支払われないとき
  - ハ 他の本需給契約(既に終了しているものを含みます。)の料金につき支払期日を20日経過してなお支払われないとき
  - ニ 本需給契約によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他、この需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われないとき
  - ホ イ、ロおよびニに掲げるもののほか、本需給契約の条項に違反したとき
  - ヘ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき
  - ト 破産、民事再生その他の法的整理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申し立てをなしたとき
- (2) お客さまが、本約款46(電気需給契約の終了)(3)による通知をすることなく、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、本件一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行った日に本需給契約は終了するものといたします。また、この場合、本約款40(違約金)(4)が適用されるものとします。
- (3) 44(名義の変更)の際に、当社は本需給契約を解約し、または本約款27(保証金)に基づき新たなお客さまに対し、追加の保証金を預けていただくことを求めることができます。

## 50.電気需給契約終了後の債権債務関係

本需給契約期間中の料金その他の債権債務は、本需給契約の終了によっては消滅いたしません。

## VII 工事および工事費の負担金

### 51.供給設備の工事費負担

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が接続供給契約に基づいて本件一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社はその負担金を、お客さまより申し受けます。
- (2) 電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで本需給契約を廃止または変更される場合は、当社は本件一般送配電事業者から請求された費用をお客さまより申し受けます。

## 52.計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱および変成器の2次配線ならびに計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)は、原則として本件一般送配電事業者の所有とし、本件一般送配電事業者の負担で取り付けます。但し、変成器の2次配線等で特に必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。
- (2) 記録型計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 記録型計量器、その付属装置および区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当社および本件一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (4) お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置の取り付け位置を変更する場合には、当社は、実費に消費税等相当額を加えた金額をお客さまより申し受けま
- (5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な記録型計量器、その付属装置、および区分装置を取り付けるときは、当社はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまより申し受けま

## Ⅷ 保安

### 53.保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備および記録型計量器等需要場所内の本件一般送配電事業者の電気工作物について、本件一般送配電事業者が保安の責任を負います。

### 54.保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および本件一般送配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社および本件一般送配電事業者は、直ちに適当な処置をいたします。
  - イ お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の当社および本件一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
  - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社および本件一般送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または本件一般送配電事業者の記録型計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社に事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社は、お客さまにその内容を変更していただくことがあります。
- (3) 本件一般送配電事業者が必要と認めた場合には、供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと本件一般送配電事業者とで協議していただきます。

## IX その他

### 55.消費税および地方消費税の税率変更の際の措置

本需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、本需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額に改めるものとします。

### 56.守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、相手方の書面による承諾を得た場合を除き、相手方から開示された技術上、営業上その他の一切の情報ならびに本需給契約および本需給契約に付随して締結された附則その他の覚書の存在および内容に関しては、内容に関連する書類一切を含めてこれらの情報(以下「秘密情報」といいます。)を、第三者に開示しないものとします。
- (2) 前項に定める義務は、次の各号に該当する場合は適用いたしません。
  - イ 自己または自己の委託を受けた弁護士、公認会計士、税理士またはその他の専門家に対して秘密情報を開示する場合。但し、本需給契約の目的またはその事後管理のために開示の必要がある範囲に限るものとし、開示先が法令により秘密保持義務を負う場合を除き、開示先に対し、本需給契約に基づくものと同等の義務を負わせることを条件といたします。
  - ロ 法令の定めまたは監督官庁、裁判所その他の公的機関もしくは自主規制機関の命令等に従い、必要最小限度において開示する場合。但し、あらかじめ相手方に対してその旨を通知すること(事前に通知することが法令等により制限される場合または時間的に困難な場合は、事後に可能な限りすみやかに通知することといたします。)を条件といたします。
  - ハ 本需給契約の履行に関連して本件一般送配電事業者の情報提示が必要な場合
  - ニ 当社が、本需給契約に基づく業務の一部を第三者に委託する場合において、当該第三者に対し必要な限度で開示する場合。但し、開示先に対し、本需給契約に基づくものと同等の義務を負わせることを条件といたします。
  - ホ 事前に相手方の書面による承諾を得て第三者に開示する場合。但し、開示先に対し、本需給契約に基づくものと同等の義務を負わせることを条件といたします。
- (3) (1)にかかわらず、当社は、お客さまがこの需給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

### 57.契約終了後の取扱い

本約款56(守秘義務)に関連する事項については、本需給契約の終了後も、なお存続するものとします。

## 58.反社会的勢力との取引排除

当社およびお客さまは、次の各号について表明し、保証するものとします。

- イ 自己、または自己の役員、重要な地位の使用人これに準ずる顧問等、経営に実質的な影響力を有する株主等(以下「自己の役員等」といいます。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと、また今後もそのようなことはないこと。
- ロ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しておらず、また今後もそのようなことはないこと。
- ハ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと、また今後もそのようなこと。
- ニ 自己、または自己の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと、また今後もそのようなことはないこと。
- ホ お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、関係会社、親会社、顧客、取引先等の関係先等(以下「関係先等」といいます。)に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方および相手方の関係先等の名誉や信用を毀損せず、相手方および相手方の関係先等の業務を妨害しないこと。

## 58.お客さまが反社会的勢力等に該当する場合の解除

当社は、お客さまが次の各号の一に該当する場合、48(解除等)の規定に従い、本需給契約を解除することができます。

- イ お客さまが、57(反社会的勢力との取引排除)の表明保証に反していることが判明した場合
- ロ お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合
- ハ お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

## 60.管轄裁判所

お客さまとの本需給契約に関する一切の紛争については静岡地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 61.需給約款の実施日

この需給約款は2026年4月1日より施行するものとします。

## 附 則

### 1 料金についての特別措置(再生可能エネルギー発電促進賦課金)

#### (1) 料金

料金は、本約款14(料金)(3)の規定にかかわらず、当分の間、14(料金)(3)の規定によって料金として算定された金額に、次の二によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものいたします。

##### イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額といたします。

##### ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従います。

##### ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量

再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の常時供給電力、予備電力の使用電力量の合計電力量といたします。

##### ニ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、上記ハに定めるその1月の使用電力量に、上記イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を乗じて算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

##### ホ 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところに従い、上記二にかかわらず、上記二によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

#### (2) 支払い遅延の際の措置

本約款26(料金その他の支払方法)(3)にかかわらず、その算定の対象となる請求料金から、次のイおよびロを差し引いた金額に対し、年14.6パーセントの延滞利息をお客さまより申し受けます。

##### イ 消費税等相当額より次のハの算式で算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額の合計を差し引いた後の金額

ロ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の消費税等相当額

=再生可能エネルギー発電促進賦課金×消費税等の税率/(1+消費税等の税率)

なお、消費税等相当額および上記ハの算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。

## 別紙

### 1. 供給区域

この需給約款は電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次の地域に適用いたします。ただし、離島(その区域内において自らが維持し、および運用する電線路を自らが維持し、および運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。)は除きます。

エリア	送配電事業者	供給区域
北海道	北海道電力 ネットワーク株式会社	北海道(礼文島、利尻島、天売島、焼尻島 および奥尻島を除きます。)
東北	東北電力 ネットワーク株式会社	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福 島県、新潟県(山形県の飛島ならびに 新潟県の佐渡島および粟島を除きます。)
東京	東京電力 パワーグリッド株式会社	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東 京都、神奈川県、山梨県、 静岡県(富士川以東)
中部	中部電力 パワーグリッド株式会社	愛知県、岐阜県(一部地域を除きます。) 三重県(一部地域を除きます。) 静岡県(富士川以西)、長野県
北陸	北陸電力送配電株式会社	富山県、石川県、 福井県(一部を除きます。)、岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県(一部を除きます。) 福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

中国	中国電力 ネットワーク株式会社	鳥取県、島根県(隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。)岡山県、広島県、山口県(見島を除きます。)兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)愛媛県(一部を除きます。)
九州	九州電力送配電株式会社	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島

## 2. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める賦課金の額の算定の対象となる電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円として、その端数は、切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

ロ 再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた事業者に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金とした金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項に規定する法令で定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものとしたいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。また、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措

置法第37条5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

### 3. 燃料費等調整額

本約款施行時の燃料費等調整額の算定方法は、所轄のみなし小売電気事業者に準ずるものといたします。

(1)燃料費等調整額 燃料費等調整額はその月の使用電力量に、所轄のみなし小売電気事業者が高圧および特別高圧の標準的な自由料金メニュー(旧経過措置料金の廃止後に設定される、これに準ずる標準プランを含みます)において算定した燃料費調整単価、離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

### 4. 容量拠出金

(1) 14.料金(1)に定める容量拠出金相当額については、対象実需給年度の前年の12月31日時点で電力広域的運営推進機関が公表している容量確保契約の結果・状況に基づく、対象実需給年度の容量確保契約における全国の契約締結総額(経過措置控除か、ある場合、控除後の総額とします)を求めた後、お客さまにご負担いただく容量拠出金相当額を計算することといたします。

(2) お客さまにご負担いただく、容量拠出金負担額の月額は以下の算式で計算されます。

$$\text{お客様の容量拠出金相当負担額月額} = A \times (B \div C)$$

A = お客様のエリアにおける当社の年度ごとの負担総額  $\div$  12

B = 年間ピーク時におけるお客さまの kW 実績

C = 年間ピーク時における当該エリアの当社の kW 実績

B、Cの「年間ピーク時」とは、実需給年度前年4~9月の負担額算定には実需給年度前年7~9月各月の最大需要発生時(1時間)を、実需給年度前年10月~翌年3月の負担額算定には実需給年度前年12月~翌年2月各月の最大需要発生時(1時間)を指します。

## 5. 特定休日

特定休日は、電力需要者の供給地点を供給区域とする送配電事業者ごとに次のとおりいたします。

エリア	特定休日
北海道	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
東北	1月2日、1月3日、1月4日、4月30日、 5月1日、5月2日、12月29日、12月30日、12月31日
東京	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
中部	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
北陸	1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
関西	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
中国	1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
四国	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日
九州	1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、 5月2日、12月30日、12月31日

## 6. 非化石証書費

### (1) プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN50	お客様の使用電力量の50%の非化石証書を購入することで、 実質再エネ50%の電気とすることを実現するプラン
GREEN100	お客様の使用電力量の100%の非化石証書を購入することで、 実質再エネ100%の電気とすることを実現するプラン

※非化石証書は市場取引(日本卸電力取引所(JEPX)が管理する非化石価値取引市場での取引)によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

(2) プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN50	使用電力量 1kWhにつき	0.72円
GREEN100		1.43円

(3) 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合、毎年 4 月 1 日時点において、非化石 証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものいたします。

## 別表 平均力率の算定式

- (1) 平均力率の算定式は、次の通りといたします。但し、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100(\text{パーセント})$$

- (2) 平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。
- (3) 有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバル時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。また、平均力率の算定において以下の計算によって得た値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものといたします。

$$\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$$

## 改訂履歴

本約款は、2026年4月1日より適用する。

2024年4月1日制定

2026年4月1日改定